

座間市 こども 110 番の家

地域力で子どもを守ろう！



「子ども110番の家」は不審者からの声かけ、わいせつ、つきまといなどから子どもを守るための緊急避難場所です。



避難してきた子どもの保護をお願いします。



子どもを落ち着かせ状況を聞いて下さい。(必ずメモを取ってください。)

被害について→何があったの？いつ？どこで？不審者の特徴は？ 必要に応じ、乗っていた車や逃げた方向なども聞いてください。

子どもについて→名前は？住所は？保護者名は？電話番号は？学校名は？

避難してきた子どもは、警察官又は保護者が来るまで保護をお願いします。

110番通報をお願いします。

通報先→ 110番（神奈川県警察本部通信司令室）

通報内容→ こちら、座間市の「子ども110番の家」です。

住所は、座間市〇〇〇〇です。

名前は、〇〇〇〇です。

電話番号は、〇〇〇〇です。

子どもから聞いた内容をお伝え下さい。

（いつ、どこで、何があったのか、その他不審者等に関する情報）



保護者等へ児童の引渡しをお願いします。

①子どもの自宅へ連絡をしてください。

②子どもの通っている学校へ連絡してください。

（休日、夜間の場合は後日連絡してください。）

家庭・学校の判断に従い子どもを引き渡してください。（保護者、又は教師へ）

※警察が対応する場合は、警察官が到着するまで子どもを待たせてあげてください。

「こども110番の家」への登録について

最寄りの青少年健全育成連絡協議会（各市立中学校）で受け付けています。その際、住所・氏名・電話番号を登録させていただきます。

※「こども110番の家」の設置ポイントを載せた地図を作成し、児童・生徒に学校を通じて配布する場合があります。



中学校名	住所	電話番号
座間中学校	緑ヶ丘4-6-10	046-251-0135
西中学校	座間2-1230	046-251-2277
東中学校	ひばりが丘5-57-1	046-253-3357
栗原中学校	栗原中央6-4-1	046-254-9977
相模中学校	相模が丘6-35-1	046-253-2183
南中学校	南栗原3-8-1	046-256-0700

※登録は各中学校とも平日の日中（9:00～16:00）にお願いします。

看板(プレート)について

「こども110番の家」のステッカーを見やすいところに掲示してください。プレートは子どもの目線にあることが大事です。道路から見やすい位置に掲示をお願いします。

※古くなったり、破損した場合は、登録中学校かこども育成課までご連絡下さい。

また、ステッカーは強粘着仕様です。下地を傷めないようご注意願います。

（四隅に穴が開いていますので、結束バンド等で固定して頂くことでも問題ありません）

「こども110番の家」に登録したといっても特別に責任をとっていただくことはありません。私たちの願いは、あくまでも緊急避難者の保護と犯罪防止が目的です。不審者がこの看板（プレート）を見て、この街では悪いことはできないと思うような抑止力となってくれることを願っています。

※「こども110番の家」協力者や家人などが業務遂行中にストーカー、痴漢、変質者等の行為によって傷害を被る事故が生じた場合には、「市民総合賠償補償保険」の対象となります。詳しくはこども育成課へお問合せください。

○補償内容（概要）

※令和5年4月1日現在

補償条件	補償内容	
死亡	200万円	
後遺障害	障害の程度により8万円から200万円まで	
入院	入院期間が91日以上	15万円
	入院期間が61日以上90日以内のとき	12万円
	入院期間が31日以上60日以内のとき	9万円
	入院期間が16日以上30日以内のとき	6万円
	入院期間が6日以上15日以内のとき	3万円
	入院期間が1～5日以内のとき	1万円
通院	通院期間が61日以上	6万円
	通院期間が31日以上60日以内のとき	4万5千円
	通院期間が16日以上30日以内のとき	3万円
	通院期間が6日以上15日以内のとき	1万円
	通院期間が1日以上5日以内のとき	5千円